

議案第144号

鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び  
同組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、  
平成31年4月1日から、鳥取県町村総合事務組合に南部箕蚊屋広域連合  
及び日野病院組合を加入させることとし、鳥取県町村総合事務組合規約を  
次のように変更するものとする。

平成30年12月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

## 鳥取県町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

鳥取県町村総合事務組合同規約（平成29年4月1日告示第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「鳥取中部ふるさと広域連合」を「鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、日野病院組合」に、別表第2第3号中「南部町・伯耆町清掃施設管理組合」を「南部町・伯耆町清掃施設管理組合、南部箕蚊屋広域連合、日野病院組合」に改める。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可を受けた日から施行し、平成31年4月1日から適用する。